

原 恭二・五十嵐 仁記念 育英資金融資規則

当会の創立者 初代会長 故原 恭二先生、前会長 五十嵐 仁先生は永年に亘って当会の発展に尽力されました。故原 恭二先生、五十嵐 仁先生のご退任にあたり、会員の子女等の教育に供する基金として私財を醸出されました。

当会は、故原 恭二先生、五十嵐 仁先生の崇高な善意に報いるべく『原 恭二・五十嵐 仁 記念育英資金制度』を設立するものである。

運用の適正を図るために本規則を定めることとする。

(基 金) (平成 31 年 2 月 25 日一部改正)

- 第 1 条 1. 本融資制度は、故原恭二初代会長が醸出した 1,000 万円、五十嵐仁前会長が醸出した 500 万円 を基本基金とする。
2. 本制度に賛助を申し出た何人からも、基金の醸出を受け制度の充実を図る。この場合、賛助者に特典を与えないものとする。

(融資の目的・対象) (平成 21 年 5 月 24 日一部改正)

- 第 2 条 1. 会員及び配偶者並びに子女が柔道整復専門学校、その他医療関係専門学校、大学（大学院・短大を含む）・専門学校・私立高等学校（高等専門学校を含む）への入学時関連費用及び授業料の一部を融資することを目的とする。（私立中学校は入学時関連費用のみとする。）
2. 通信教育の場合は原則不可。但し、その内容が医療関係と認められる場合可とする。
3. 前項の子女は、会員と生計を同一にする者に限る。

(申込みの資格)

- 第 3 条 1. 入会后 2 年以上経過し、療養費支給申請書を継続して当会に提出し、且つ当会会費を遅滞なく支払っている開設者たる（法人の場合、代表）会員で、融資申込の年度に当会が行う地区施術講習会、又は各種行事（各委員会を含む）の何れかに参加した実績のある者。
2. 当会が行う「施術所近代化設備資金融資」を受けている者は、この育英資金融資を受けることができない。但し、完済した場合を除く。

(融資金額及び償還等)

- 第 4 条 1. 融資金額及び償還等は、次表の通り A コース・B コースの二種類とし、融資申込み者は何れかのコースを特定したうえで融資を申込みこと。

	融資金額	償還期間	償還方法
A コース	100 万円	38 ヶ月均等払い	1 年据置き後の割賦償還
B コース	50 万円	24 ヶ月均等払い	同 上

2. 融資は、会員一人一回限りとする。但し、償還完了の場合は、この限りではない。
3. 申し出による据置き期間中並びに償還期間内の一括償還を妨げない。

4. 一回でも償還が遅延したときは、当然に期限の利益を喪失するものとし、残金を一括償還しなければならない。
5. 退会若しくは休会する場合又は除名処分を受けたときは、前項を準用する。
6. 償還は、当会が指定する口座に毎月末日までに振り込むこと。但し、申し出により支給される療養費から差し引く方法を選択できるものとする。

(融資金利及び事務手数料)

- 第 5 条 1. 本融資は、無利息とする。
融資は、会員一人一回限りとする。
2. 融資時、次の通り事務手数料を納付しなければならない。
事務手数料は、如何なる場合も返還しない。
A コース 5,000 円
B コース 2,500 円

(融資申込み)

- 第 6 条 1. 融資を受けようとする者は、融資対象者が入学の内定・決定がある場合は所定の融資申込書(様式 1)並びに次の各号の書類等を提出するものとする。(各号の添付書類は、コピー可)
- ① 融資対象者の入学許可証・入学内定通知等、入学することを証明する公的書類
 - ② 入学金又は授業料等の金額を明記してある公的書類
 - ③ 会員と融資対象者並びに 第 9 条 ② に定める連帯保証人との関係を証明する公的書類
 - ④ 連帯保証人(融資対象者を除く)の源泉徴収票又は所得証明書等の所得を証明出来る書類
2. 前項の他、入学前 1 年以内において入学予定がある場合も同様とする。この場合、前項各号の書類は、入学の内定・決定を受けた後、速やかに提出するものとする。

(融資の審査)

- 第 7 条 1. 会長は、会長代行を含む若干名を融資審査担当者に選任するものとする。
2. 前項の審査担当者は、合議制とし、融資の可否を決定する。
 3. 審査の適正を期すため、融資審査要綱を定めるものとする。
 4. 審査の結果は、申込み者に対し、速やかに通知を行うものとする。

(融資の実施)

- 第 8 条 1. 前条第 4 項により、融資承認の通知を受けた申込み者は借用書並びに連帯保証書(様式 2)を提出するものとする。
2. 前項と同時に事務手数料を納付しなければならない。
 3. 融資は、前 2 項の書面提出及び事務手数料の納付を確認の後、療養費支払口座又は申込み者の指定する本人名義の口座に振込むものとする。
 4. 口座振込みに要する実費は、融資を受ける会員の負担とする。

(連帯保証人)

第 9 条 1. 連帯保証人は、二名とし次の者であること。

- ① 育英資金融資の対象者（入学者本人）
- ② 会員の配偶者若しくは血族の親、又は成人に達している兄弟姉妹、子女
- ③ 融資対象者が会員本人の場合は、前号に定める 1 名

(使途の事後証明)

第 10 条 1. 融資を受けた会員は、その融資が目的どおり使途したことを証明する領収書等を使途後速やかに提出しなければならない。

(融資承認の取消し等)

- 第 11 条 1. 第 7 条第 4 項により、融資承認の通知を受けた者が、年度内（4 月から翌 3 月）に第 6 条及び第 8 条に定める書類の提出並びに手続きを行わない場合は、融資申込の辞退があったものとする。
2. 融資を受けた者が、前条規定の事後証明を履行せず、使途を確認できないときは融資を取消すこととする。この場合、療養費から一括償還とする。

(報 告)

第 12 条 1. 会長代行は、本制度の運用状況を把握し、その都度実務打合せ会に報告するとともに、随時、理事会に報告するものとする。

(基金管理者) (平成 31 年 2 月 25 日一部改正)

第 13 条 1. 育英資金融資基金の管理者は、当分の間 故原 恭二先生、五十嵐 仁先生 が指名する。その任期は、1 年とする。

(附 則)

第 14 条 1. 本制度の運用は、この規定による他、実務打合せ会で定める審査要綱並びに第 7 条に定める審査担当者の合議による。

(施 行)

第 15 条 この規程は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 16 年 12 月 5 日から一部改定施行する。
この規程は、平成 19 年 11 月 30 日開催実務打合せ会にて改正。
この規程は、平成 21 年 5 月 24 日から一部改定施行する。
この規程は、平成 31 年 2 月 25 日から一部改定施行する。